

# 野菜価格安定制度のご案内

## 〈指定野菜価格安定対策事業〉

### ポイント1

豊作などで野菜の価格が下がったときの販売収入の減少を補てんします(上中下旬別に算定)

### ポイント2

資金の積立てに対し国60%、道府県20%の補助があります。掛け捨てではありません

### ポイント3

対象野菜の出荷期間終了後おおむね2カ月後に生産者補給金が交付されます

# I 指定野菜価格安定対策事業

## 1 加入できる野菜

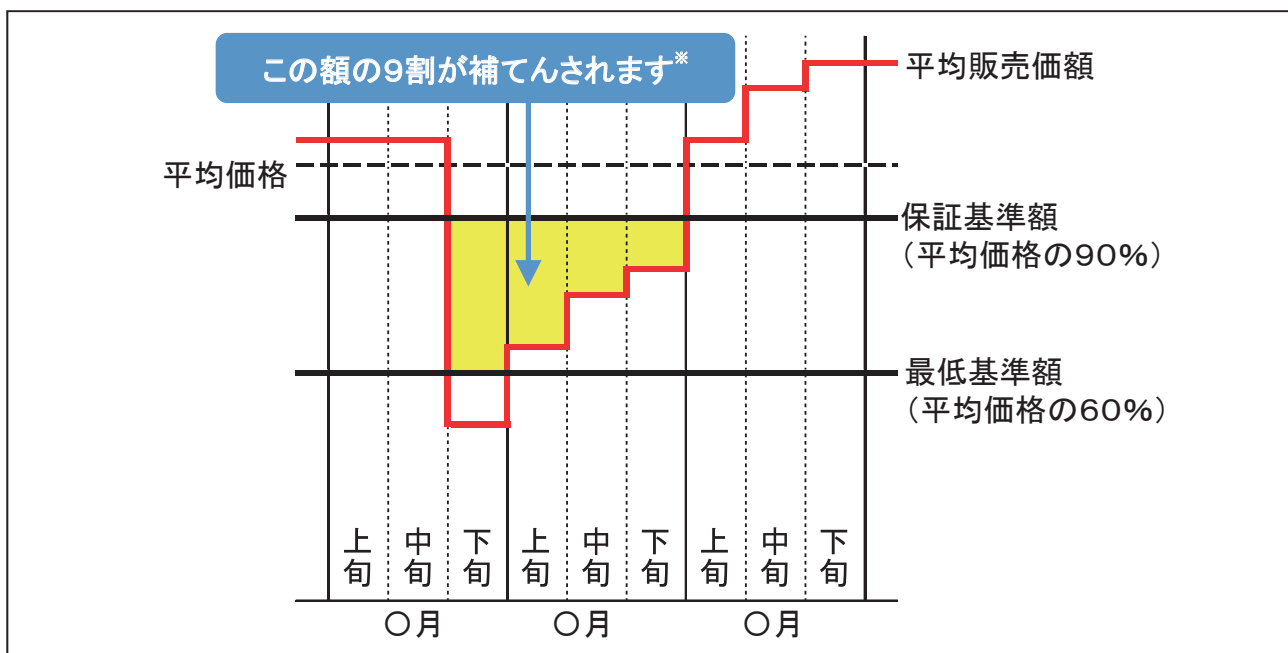
- ✓ 加入できる野菜は、「野菜指定産地」(全国に約875産地)で生産された「指定野菜」で、農畜産業振興機構が指定する「対象市場」に出荷したものです
- ✓ 指定野菜の種別・出荷期間・対象市場群ごとに補てんを受ける出荷数量を申し込みます  
(例:種別:夏秋キャベツ、出荷期間:7~10月、対象市場群:関東ブロック)

※「指定野菜」とは、キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、ねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタスの14品目(30種別)です。このうち重要野菜は、キャベツ(春、夏秋、冬)、秋冬だいこん、秋冬はくさい、たまねぎの4品目(6種別)です

※「対象市場」とは、全国の中央卸売市場(50市場)、地方卸売市場(145市場)、JA全農青果センター(3事業所)で、全国10ブロックの「対象市場群」に区分されています

## 2 補てん内容

- ✓ 対象野菜の平均販売価額が過去6年の平均価格の9割を下回った場合にその差額の9割が補てんされます\*
- ✓ 生産者補給金は、上旬・中旬・下旬別(おおむね10日ごと、たまねぎ、ばれいしょ、さといもは月別)に算出し出荷期間分を合計して交付します
- ✓ 対象野菜の出荷期間終了後おおむね2カ月後に生産者補給金が交付されます



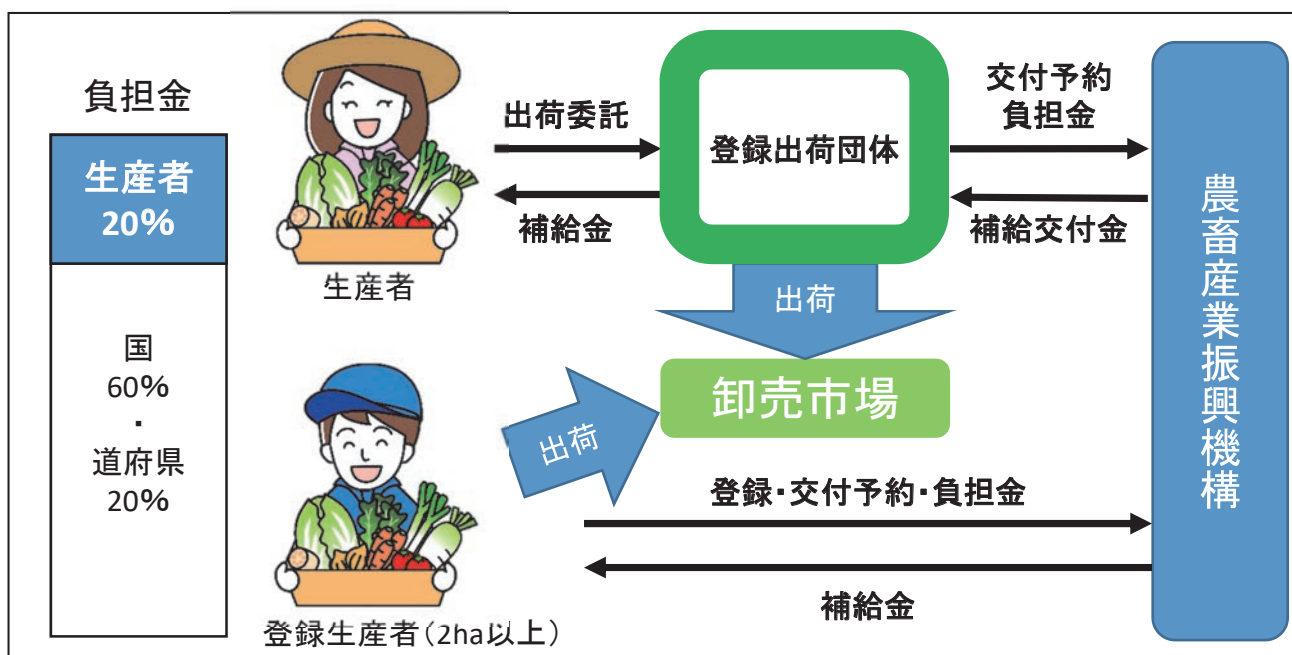
※計画出荷数量と実績との乖離の度合いによって補てん率は異なります

### 3 資金の積立て

- ✓ 積立金の負担割合は、国60%、道府県20%、生産者20%です（重要野菜は国65%、道府県17.5%、生産者17.5%）
- ✓ 生産者の積立金（負担金）は掛け捨てではありません

### 4 加入手続き

- ✓ 事業に加入するには、農協、出荷団体など「登録出荷団体」（全国で53団体）を通じて加入する方法と、直接生産者が農畜産業振興機構に登録（対象野菜の作付面積おおむね2ha以上）をして加入する方法があります



## Ⅱ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

### 1 加入できる野菜

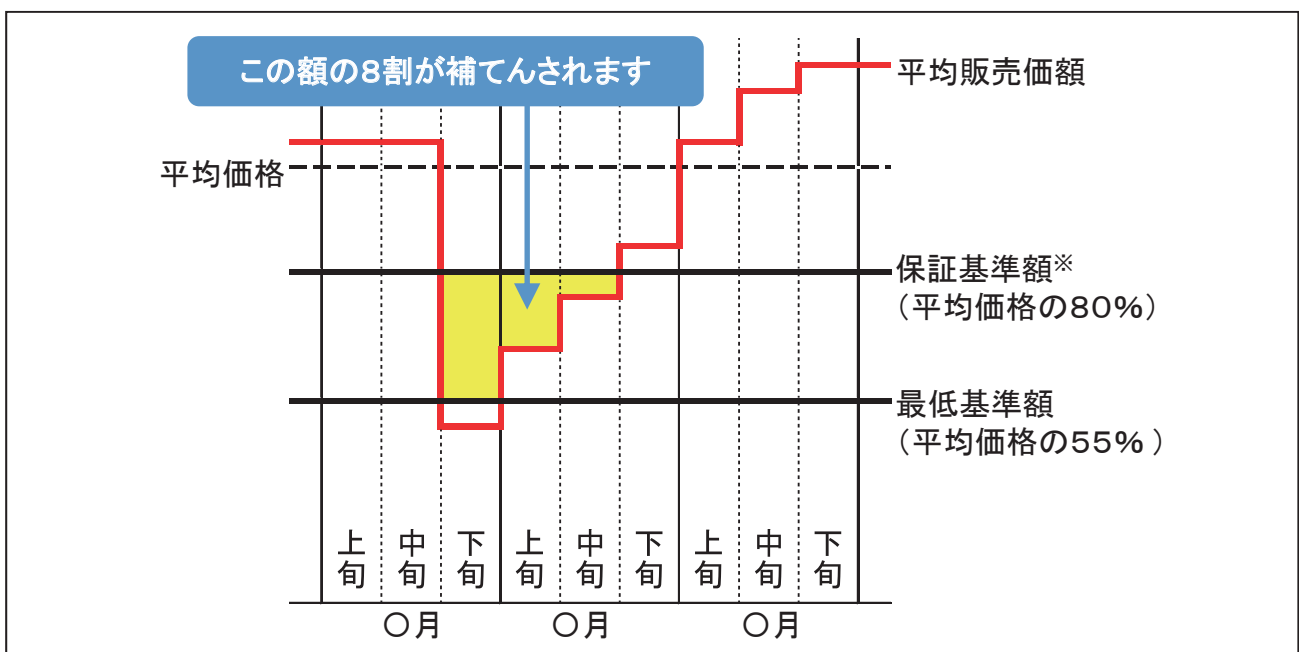
- ✓ 加入できる野菜は、特定野菜(35品目)と指定野菜(14品目)の2種類で、知事が選定した「対象産地」(約960産地)で生産され「対象市場」に出荷したものです
- ✓ 特定野菜の種別・出荷期間・対象市場群ごとに補てんを受ける出荷数量を申し込みます(例:種別:すいか、出荷期間:7~8月、対象市場群:関東ブロック)

※「特定野菜」とは、いちご、えだまめ、かぶ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが及び重要特定野菜のアスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリーの35品目です

※「対象市場」とは、指定野菜価格安定制度の「対象市場」と「別途知事が定める市場」です

### 2 補てん内容

- ✓ 対象野菜の平均販売価額が過去6年の平均価格の8割(指定野菜は9割)を下回った場合にその差額の8割が補てんされます※
- ✓ 生産者補給金は、上旬・中旬・下旬別(おおむね10日ごと)に算出し出荷期間分を合計して算出します
- ✓ 対象野菜の出荷期間終了後おおむね2カ月後に生産者補給金が交付されます



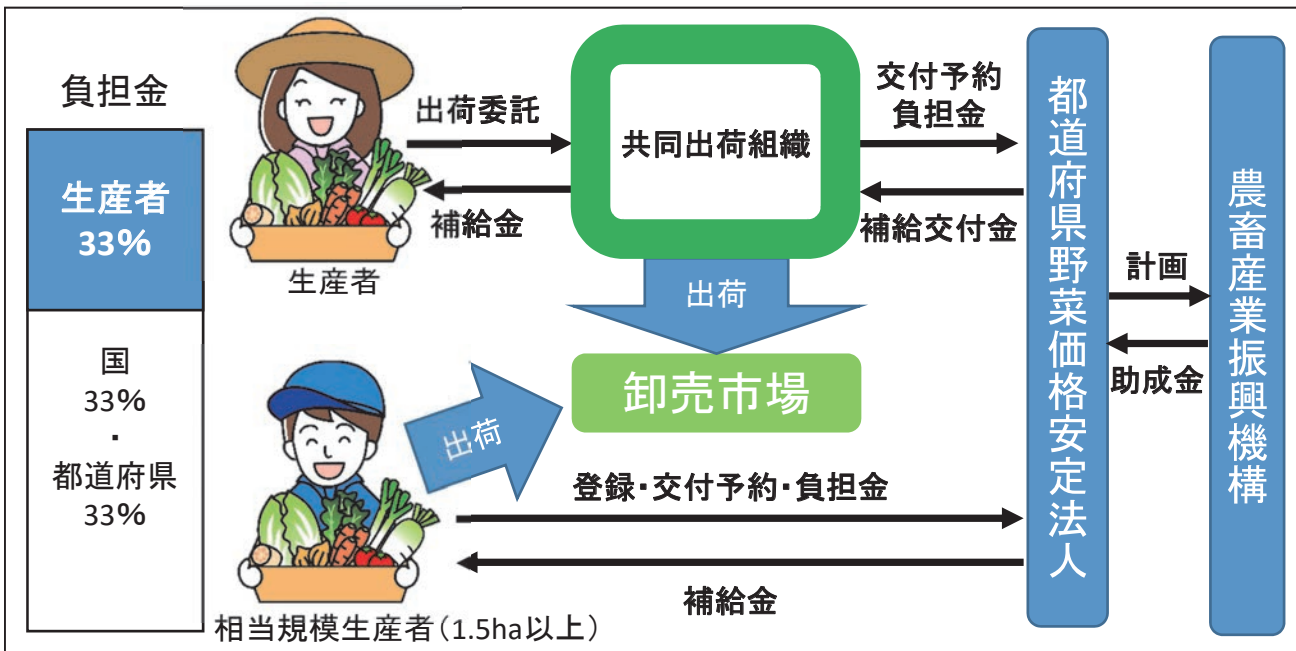
※指定野菜の保証基準額は平均価格の90%

### 3 資金の積立て

- ✓ 積立金の負担割合は、①特定野菜は、国33%、都道府県33%、生産者33%（重要特定野菜は国50%、都道府県25%、生産者25%）、②指定野菜は、国50%、都道府県25%、生産者25%です
- ✓ 生産者の積立金（負担金）は掛け捨てではありません

### 4 加入手続き

- ✓ 事業に加入するには、農協、出荷団体など「共同出荷組織」を通じて加入する方法と、直接生産者が都道府県野菜価格安定法人に登録（対象野菜の作付面積おおむね1.5ha以上（指定野菜は2.0ha以上））をして加入する方法があります





# Ⅲ 契約野菜安定供給事業

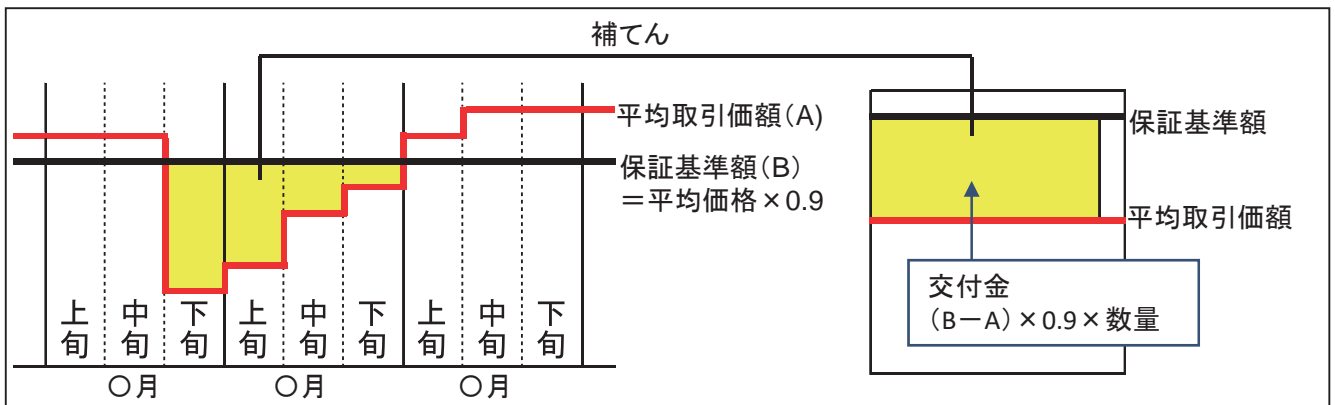
## 1 加入できる野菜

- ✓ 加入できる野菜は、「指定野菜」(14品目)と「特定野菜」(35品目)の2種類で、「指定産地」又は知事が選定した「対象産地」で生産されたものです
- ✓ 対象となる契約取引は、出荷者と実需者の書面契約による契約取引です
- ✓ 野菜の種別・出荷期間ごとに補てんを受ける出荷数量を申し込みます

## 2 補てん内容

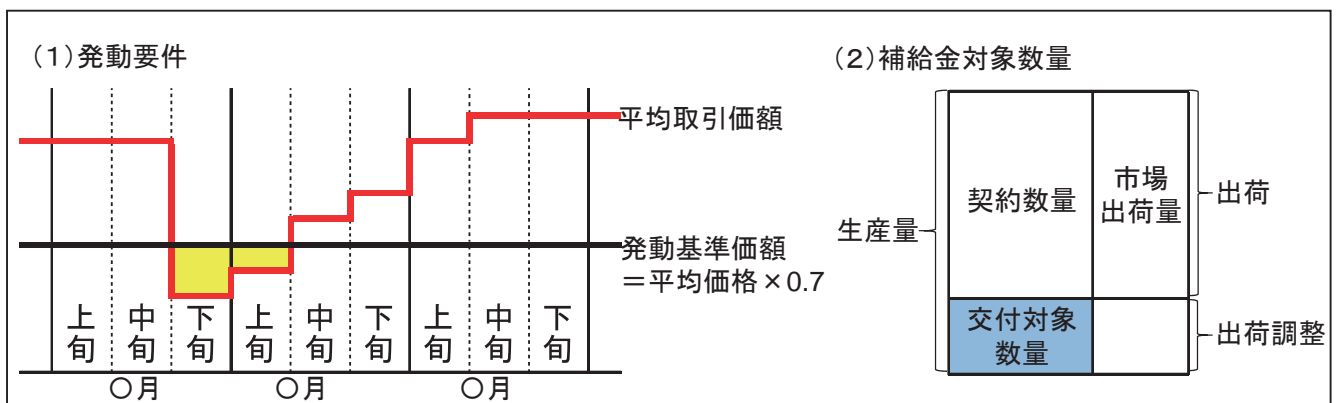
### (1) 価格低落タイプ

市場価格に連動して取引価格が変動する契約を締結している生産者に対し、平均取引価額が保証基準額(過去6年の平均価格の9割)を下回っている場合に、その差額の9割が補てんされます。



### (2) 出荷調整タイプ

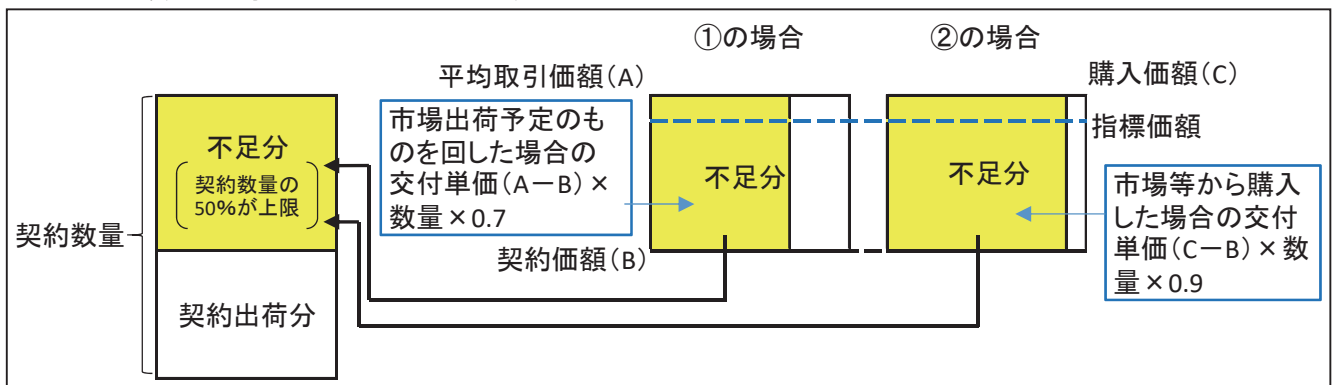
定量供給契約を締結した生産者が契約数量を確保するために余裕のある作付けを行い、平均取引価額が発動基準価額(過去6年の平均価格の7割)を下回り出荷調整を行った場合に、資金造成単価又は契約価額の7割のいずれか低い額が補てんされます。



### (3) 数量確保タイプ

定量供給契約を締結した生産者が天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、平均取引価額(A)が指標価額を上回っているときに、契約数量を確保するため、

- ① 市場出荷予定のものを契約先に出荷した場合は、平均取引価額(A)と契約価額(B)の差額の7割が補てんされます
- ② 市場等から購入して契約先に出荷した場合は、購入価額(C)と契約価額(B)の差額の9割が補てんされます



### 3 資金の積立て

- ✓ 積立金の負担割合は、①指定野菜は国50%、道府県25%、生産者25%、②特定野菜は国33%、都道府県33%、生産者33%です
- ✓ 生産者の積立金(負担金)は掛け捨てではありません

### 4 加入手続き

- ✓ 事業に加入するには、①指定野菜は農畜産業振興機構、②特定野菜は都道府県野菜価格安定法人への申し込みが必要です

# Ⅳ 契約野菜収入確保モデル事業

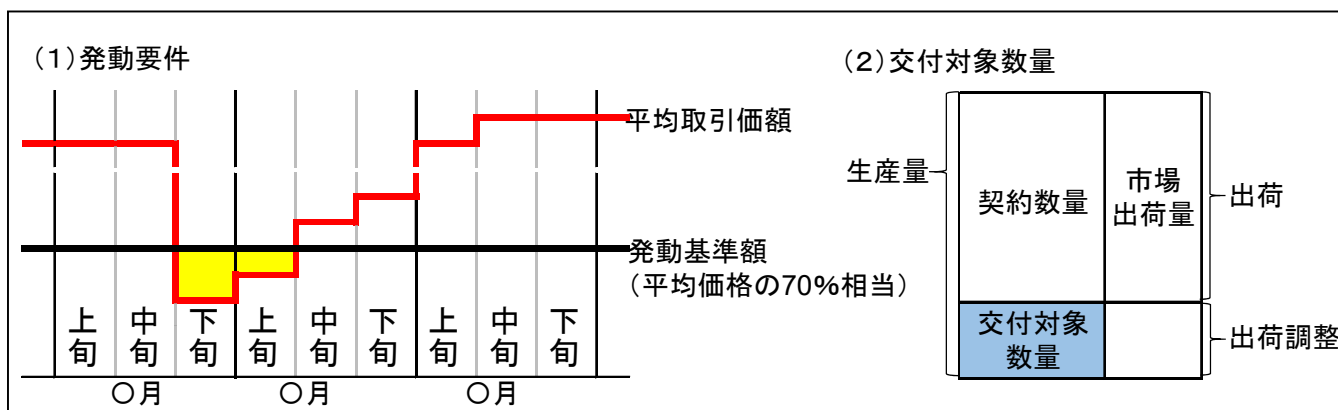
## 1 加入できる野菜

- ✓ 加入できる野菜は、「指定野菜」(14品目)で、指定産地以外の地域で生産されたものも対象です
- ✓ 数量確保タイプは、卸売業者、商社等の中間事業者が対象です
- ✓ 対象となる契約取引は、出荷者と実需者等の書面契約による契約取引です
- ✓ 野菜の種別・出荷期間ごとに補てんを受ける出荷数量を申し込みます

## 2 補てん内容

### (1) 出荷調整タイプ(生産者が対象)

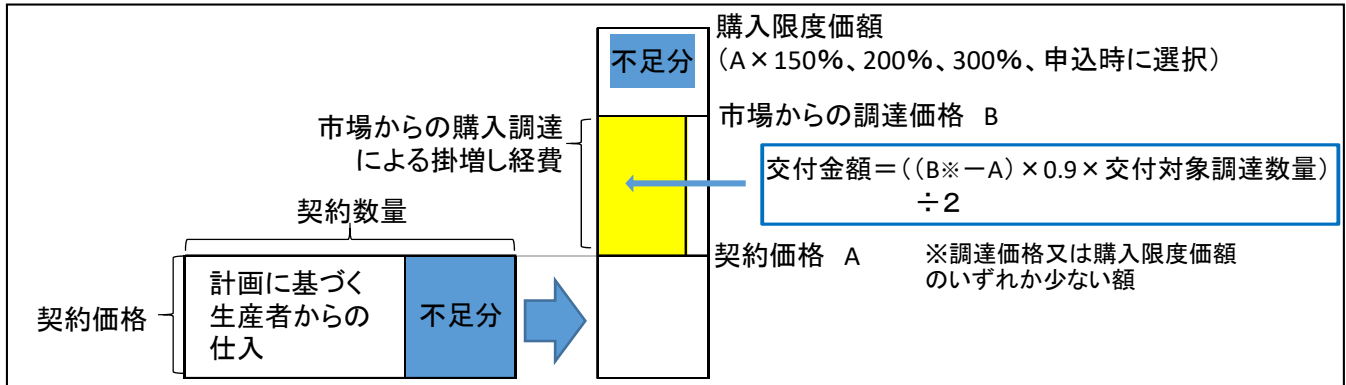
実需者等と定量・定価格契約を締結した生産者が契約数量を確保するために余裕のある作付けを行い、平均取引価額が発動基準額(過去6年の平均価格の7割)を下回り出荷調整を行った場合に、平均価額又は契約価格のいずれか低い額の7割が交付されます





## (2) 数量確保タイプ(中間事業者が対象)

実需者等と定量・定価格契約を締結した中間事業者が、不作等により市場の平均取引価額が指標価額を上回った場合に、契約数量の不足分として市場等から調達した数量に応じて、調達価格と取引予定価格の差額(=掛増し経費)の一部が交付されます



## 3 資金の積立て

- ✓ 積立金の負担割合は、国50%、生産者・中間事業者50%です
- ✓ 生産者の積立金(負担金)は掛け捨てではありません

## 4 加入手続き

- ✓ 毎年度、機構が1月(出荷期間が4~10月に開始)と7月(出荷期間が11月~翌3月に開始)の2回公募により募集します

# お問い合わせ先

## ○独立行政法人農畜産業振興機構

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

指定野菜事業：野菜業務部予約業務課 TEL:03-3583-9550

特定野菜事業：野菜振興部助成業務課 TEL:03-3583-4305

契約野菜事業：野菜振興部契約取引推進課 TEL:03-3583-9818

## ○都道府県野菜価格安定法人

団体名	連絡先	団体名	連絡先
(公社)北海道農産基金協会	011-241-4011	(一財)滋賀県青果物生産安定資金協会	077-521-1677
(公社)青森県青果物価格安定基金協会	017-729-8696	(公社)京のふるさと産品協会	075-925-8315
(公社)岩手県農畜産物価格安定基金協会	019-626-8425	(一社)大阪府野菜生産出荷安定資金協会	06-6204-3611
(公社)宮城県青果物価格安定相互補償協会	022-283-5130	(一社)兵庫県青果物価格安定資金協会	078-927-0257
(公社)秋田県青果物基金協会	018-864-2446	(一社)奈良県野菜価格安定基金	0742-27-4102
(公社)山形県青果物生産出荷安定基金協会	023-642-4546	(一社)和歌山県青果物基金協会	073-488-5689
(公社)福島県青果物価格補償協会	024-554-3567	(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会	0857-32-8351
(公社)茨城県農林振興公社	029-222-8511	(公社)島根県野菜価格安定基金協会	0853-73-9538
(一社)栃木県青果物生産安定互助協会	028-616-8831	(公社)岡山県野菜生産安定協会	086-296-0326
(公社)群馬県青果物生産出荷安定基金協会	027-220-2298	(一社)広島県野菜価格安定資金協会	082-846-4690
(公財)埼玉県青果物価格安定資金協会	048-578-2660	(公社)山口県青果物基金協会	083-988-0690
(公社)千葉県園芸協会	043-223-3009	(公社)徳島県園芸振興資金協会	088-634-2674
(公社)東京都農林水産振興財団	042-528-1357	(公社)香川県青果物協会	087-818-4125
(一社)神奈川県野菜価格安定資金協会	0463-53-1570	(公社)愛媛県園芸振興基金協会	089-933-7167
(公社)山梨県青果物経営安定基金協会	055-232-1527	(公社)高知県青果物基金協会	088-837-6330
(一財)長野県野菜生産安定基金協会	026-236-2205	(公社)ふくおか園芸農業振興協会	092-752-3267
(公財)静岡県特産野菜生産出荷安定資金協会	054-284-9714	(公社)佐賀県園芸農業振興基金協会	0952-26-2225
(公社)新潟県農作物価格安定協会	025-265-4128	(公社)長崎県園芸振興基金協会	095-820-2195
(公社)富山県野菜価格安定資金協会	076-445-2295	(一社)熊本県野菜価格安定資金協会	096-328-1151
(公社)石川県青果物価格安定資金協会	076-240-5345	(公社)大分県園芸振興基金協会	097-546-4278
(一財)福井県野菜生産価格安定事業協会	0776-54-0285	(公財)宮崎県青果物資金協会	0985-31-2170
(一社)岐阜県野菜価格安定基金協会	058-276-5336	(公社)鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	099-258-5656
(公社)愛知県園芸振興基金協会	052-951-3639	(公社)沖縄県園芸農業振興基金協会	098-987-0333
(公社)三重県青果物価格安定基金協会	059-229-9124		

※詳しくは、機構ホームページをご覧ください

alic 野菜価格安定制度

検索

[https://www.alic.go.jp/y-kofu/yagyomu02\\_000002.html](https://www.alic.go.jp/y-kofu/yagyomu02_000002.html)

